

# 本補助事業で対象とする検査の流れ

高齢福祉施設等の従事者もしくは新規入所者である

はい

いいえ

(補助制度の対象外です)

## <症状の例>

- ・息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある
  - ・高齢や基礎疾患があるなどの方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある
  - ・発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている
- ※症状がなくとも相談は可能です

発熱等の症状の有無



症状なし

症状あり

かかりつけ医もしくは  
新型コロナウイルス感染症  
相談センターへ電話相談

043-238-9966  
9:00~19:00  
(土日祝は~17:00)



医師がPCR検査の必要  
ありと判断した場合

検査費用の負担なしでの検査受検（行政  
検査）となるため補助制度の対象外です

感染の疑いのある者に接触した可能性があることなどにより不安が  
あり、検査の受検を希望している

希望する

希望しない

本人の希望に基づき、高齢者施設等の負担により  
検査を受検

(民間会社の簡易キットによる検査や医療機関で実施している自由  
診療による検査等を利用した場合に補助対象になります。)

※補助対象とする検査を行っている検査機関の例をHPに  
掲載しておりますのでご参照ください！

陰性

「新しい生活様式」を普段の生活  
に取り入れ、平時から感染防止対  
策に取り組みましょう！



陽性  
※別紙の担当  
窓口課へ報告

## <発生届とは？>

新型コロナウイルスは、「陽性」となった場合に、医師が保健所に「発生届」を提出する  
必要があります(感染症が発生したという事実を保健所に知らせる手続です。)。保健所(行  
政)は、この「発生届」を受けて、はじめて、入院や感染拡大を防ぐための様々な手立てを講  
じることができるようになります(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律  
12条1項)。

この手続の提出が確実になされるようにするために、千葉市は、「陽性となった場合に発生  
届を提出する医師が確保されている検査」でなければ補助の対象としておりません。

次のいずれかの方法で医師が発生届を提出するようになっている必要があります。

- ① あらかじめ施設の常勤医、嘱託又は協力医療機関の医師などに「陽性となった場合に発生  
届を提出すること」を依頼している。
- ② 検査を依頼した検査事業者の検査手続の中に「陽性になった場合に発生届を提出する医  
師」が組み込まれている。
- ③ 自由診療で検査をしてくれる医院等で直接検査を行い、陽性になった場合にその医師が  
発生届を提出する。

医師が保健所に感染症の  
発生届を提出する



居住地の保健所から、患者宛(施設宛)に指示がなされる

- ① 感染症指定医療機関に入院
- ② (軽症の場合) 宿泊療養施設(ホテル)等で療養

療養終了

